

東京都地域防災計画（火山編）素案の概要

1 計画の目的

- 東京都地域防災計画は、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する計画であり、火山に係る予防対策、応急・復旧対策等を実施することにより、都民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

2 見直しの経緯

- 国は平成 18 年 2 月に「富士山火山広域防災対策基本方針」を発表した。この中で、都内には 2cm から 10cm 程度の降灰が予測されており、その対策を講じる必要があった。
- 平成 19 年 12 月に気象業務法が改正され、全国で 21 火山（平成 21 年 1 月現在）を対象に噴火予報及び警報を発表したことなどを踏まえ、見直しを行った。

3 計画の特徴

(1) 富士山噴火に伴う降灰対策を明記

- 「富士山火山広域防災対策基本方針」による降灰予測量に対する対策を検討し、降灰除去の役割分担を明記。
- 膨大な量の降灰の最終処分について、海洋投棄も視野に入れた広域的な処分の枠組みについて記載。
- 降灰による事故の発生や交通混乱を防止するため、道路や鉄道等における交通規制について記載。
- 降灰によるライフライン被害を早期に復旧するため、ライフライン事業者の非常配備態勢について明記。

(2) 噴火警戒レベルに応じた都の体制を整備

- 気象庁から発表される 5 段階の噴火警戒レベル及びこれに伴う噴火警報、火口周辺警報に対応した都の体制について明記。

(3) 火山ガスの噴出への対策を明記

- 気象庁及び自治体による火山ガスの観測体制の整備について盛り込み、気象庁が発表する火山ガス予報に基づく住民等への注意喚起の方法、入山規制等の対策について明記。

(4) 火山による災害の特徴を踏まえたトータルな計画に再構成

これまで応急活動体制や救援・救護など基本的な対応等について風水害編を参照する構成となっていたが、火山による災害の特徴を踏まえたトータルな計画に再構成し、実災害時に使いやすいものとした。

4 計画の内容

[第1部 総 則]

第1章 計画の方針 (P3)

第1節 計画の目的及び前提

- 本計画は、都民の生命及び財産を火山災害から守ること、及び富士山降灰対策の推進を目的とする。

第2章 島しょの火山の概要 (P5)

- 都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在することから、活動的な火山島を中心に、島しょの人口、地勢、火山活動状況について記載した。(第1節～第4節)

第3節 島しょの地勢と火山の概要

- 平成12年の三宅島の噴火時の状況や、その後の火山ガスの状況等を記載した。 新規

第4節 島しょの火山活動の状況

- 伊豆大島と三宅島に噴火警戒レベルを記載した。 新規

第3章 都・区市町村及び防災機関の役割 (P15)

- 都や区市町村の役割等を定め、郵便局、郵便事業、日本エレベーター協会関東支部など新たに加わった防災機関を位置づけた。(第5節、第6節) 新規

[第2部 災害予防計画]

第1章 各防災機関の予防業務と役割 (P25)

- 発災時に各防災機関が適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制を予め定めた。(第1節、第2節)

第2章 火山観測 (P27)

- 噴火時における災害発生の防止、被害の軽減や住民の避難対策のため、国

及び都は火山観測体制を整備している。(第1節、第2節)

第1節 国の火山観測体制

- 気象庁は、火山活動に変化があった場合、関係機関の協力のもと、ヘリコプターにより上空から火山活動や火山ガスの放出量を定期的に観測する。 **新規**

第2節 都等の火山観測体制

- 三宅島をはじめとした伊豆諸島においては、都や町村が火山ガスを観測する。 **新規**

第3章 施設の整備 (P29)

- 港湾、道路、空港等の公共施設と、これらの施設を災害から守る砂防施設を整備する。(第1節～第5節)

第4章 訓練及び防災知識の普及 (P39)

第1節 防災訓練の充実

- 都及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、災害時に応急活動が円滑に行えるよう防災訓練を充実させる。

第2節 防災知識の普及

- 噴火警報等、噴火警戒レベルについて、周知徹底を図る。 **新規**

第5章 都民等の防災行動力の向上 (P42)

- 都民、事業所等は、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業(事業所)、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を、地域における相互支援ネットワークづくりなどを通じ、強化する。(第1節、第2節)

[第3部 災害応急・復旧対策計画]

第1章 初動態勢 (P51)

- 火山による災害が発生した場合、都は災害応急対策を実施するとともに、町村及びその他の防災機関との総合調整を行うため、災害対策本部等を設置する。(第1節～第3節)

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

- 噴火災害の発生またはそのおそれがある場合、噴火警報レベル等に応じて災害対策本部等の態勢をとり、迅速に応急対策を準備または実施する。

新規

第2章 情報の収集・伝達 (P67)

第1節 噴火警報等の発表と伝達 新規

- 噴火警戒レベルに伴う噴火警報等が発表された際、都をはじめとした各防災機関は情報連絡態勢をとり、被害状況の把握や火山災害時の広報等を実施する。
- 気象庁から火山ガス予報等が発表された際、町村長は火山ガスによる健康被害から住民等の安全を確保する。

第3章 災害救助法の適用 (P86)

第1節 災害救助法の適用

- 災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第4章 応援協力・派遣要請 (P93)

- 火山の噴火、その他の火山現象により被害を受けた場合、または受ける恐れがある場合、各防災機関等は、各応援協定や自衛隊災害派遣計画などに基づいて応援協力を実施する。(第1節、第2節)

第5章 警備・交通規制 (P101)

- 火山災害発生時、各種犯罪の予防・取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持するため、警備や交通規制等を実施する。(第1節、第2節)

第6章 避難 (P106)

- 火山災害時に町村長は避難勧告・指示を行い、各防災機関の協力を得て、避難誘導、避難所の設置、災害時要援護者の安全確保、他地区への移送を行う。(第1節～第3節)

第7章 救援・救護 (P116)

- 火山災害時に人命の安全を図るため、各防災機関は被災者に対する救助、医療救護、水、食料等を供給する。(第1節～第7節)

第8章 船舶・航空機の安全確保対策 (P135)

- 火山災害時において、都や町村、第三管区海上保安本部等は船舶、航空機の安全を確保する。(第1節、第2節)

第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策 (P137)

- 電気、水道、電話等の施設が被災した場合、ライフライン各機関は非常配

備態勢を敷き、応急・復旧対策を実施する。(第1節～第3節)

第10章 公共施設等の応急・復旧対策 (P150)

- 災害が発生し、道路、港湾、空港、砂防等の公共施設が被災した場合、施設管理者等は、速やかに応急措置を行い復旧を図る。(第1節、第2節)

第11章 その他の応急対策 (P152)

- 火山災害時には、降灰の除去、死体の捜索・検案、応急仮設住宅の建設及び応急教育を必要に応じて実施する。(第1節～第6節)

第12章 災害復旧対策 (P171)

- 都や町村は、民生安定のため、緊急対策や義援金の配分等を、各防災機関と連携し実施する。(第1節～第4節)

[第4部 富士山噴火降灰対策]

第1章 総則 (P183) 新規

第1節 富士山の現況等

- 富士山の現況及び降灰による被害対策の根拠となる降灰想定等を記載した。

第2章 災害予防計画 (P188) 新規

第1節 各防災機関の予防業務と役割

- 富士山噴火に伴う降灰による被害をできるだけ軽減するため、被災住宅の相談体制など、災害予防業務を整備する。

第2節 火山観測

- 気象庁や東大地震研究所等は、富士山をはじめとする火山の震動や空気振動を観測する。

第3節 訓練及び防災知識の普及

- 都及び各防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに防災訓練を実施する。

第4節 都民等の防災行動力の向上

- 都民、事業所等は、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業(事業所)、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強化する。

第3章 災害応急・復旧対策計画 (P197) 新規

第1節 応急活動体制

- 降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合、都、区市町村及び各防災機関は応急活動を実施する。

第2節 情報の収集・伝達

- 富士山噴火に伴う降灰時に、被害に関する情報を迅速かつ的確に把握し対応するため、都や区市町村等は、火山情報や降灰情報等の被害情報を収集、伝達、広報する。

第3節 応援協力・派遣要請

- 各防災機関等は、応援協定や自衛隊災害派遣計画に基づき、応援協力及び部隊の派遣を行う。

第4節 警備・交通規制

- 富士山噴火に伴う降灰時に、各種犯罪の予防・取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持するため、警備や交通規制等を実施する。

第5節 避難

- 富士山噴火に伴う降灰時に、区市町村長は必要に応じて避難勧告・指示を行い、各防災機関の協力を得て、避難誘導、避難所の設置、災害時要援護者の安全確保、他地区への移送を行う。

第6節 救援・救護

- 富士山噴火に伴う降灰時に、人命の安全を図るため、被災者に対する救助や医療救護等を行う。

第7節 船舶・航空機の安全確保対策

- 富士山噴火に伴う降灰時に、都や区市町村、第三管区海上保安本部等は、船舶、航空機の安全を確保する。

第8節 交通機関の応急・復旧対策

- 道路、鉄道、空港施設に被害が発生した場合、各施設管理者は、速やかに復旧を図る。

第9節 ライフライン等の応急・復旧対策

- 電気、水道、下水道、電話等の施設が被災した場合、ライフライン各機関は非常配備態勢を敷き、応急・復旧対策を実施する。

第10節 宅地等の降灰対策

- 富士山噴火に伴う降灰除去の役割分担として、宅地については、収集は所有者又は管理者、運搬は自治体の実施する。

第11節 火山灰の収集及び処分

- 膨大な降灰の最終処分の方法については、海洋投棄も含めた広域的処分の枠組みについて国に要請する。